

国自旅第53号
令和7年6月20日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

一般貸切旅客自動車運送事業者の原価報告書について

道路運送法第94条第1項及び旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)(以下「報告規則」という。)第3条第1項の規定に基づき、一般貸切旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)に対して、原価及び安全コスト額を把握するため報告を求めることとし、同条第2項の規定に基づき、報告書の様式、提出期限その他必要な事項を下記のとおり定める。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 原価報告書の様式

別紙様式1、2のとおりとする。その他原価報告書の算出の基礎が記載された書類の様式については、事業者の任意とする。

2. 記載方法等

記載方法等は次に掲げるほか、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について(平成11年12月13日付け自旅第129号)」別紙3「一般貸切旅客自動車運送事業の原価計算要領について並びに「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについての調査要領及び変更命令を発する基準の細目について(令和5年8月25日付け国自旅第144号)」第1「運賃及び料金の原価の算定の規定及び報告規則に基づく報告書類の取扱いに準ずるものとする。

(1) 関連収益及び費用の配分

他の事業を兼営する場合の関連収益及び費用は、「自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について(昭和52年5月17日付け自総第338号、

自旅第 151 号、自貨第 55 号)」別紙1 旅客自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準によって配分する。

3. 提出期限、提出先

この報告書は各事業者の毎事業年度の経過後百日以内に作成し、主たる事務所の地域を管轄する地方運輸局宛て報告するものとする。

また、複数の運輸局ブロックに運賃・料金を届け出ている場合は、運輸局ブロック毎に本報告書を作成し、主たる事務所の地域を管轄する地方運輸局へ一括して提出するものとする。

4. その他

原価報告書は事業者の原価や安全コスト額が含まれており、不正競争防止法(平成5年法律第 47 号)に基づく営業秘密として損害賠償や罰則の対象となるおそれがあるため、取扱いには十分留意すること。

附則(令和7年6月20日 国自旅第53号)

この通達は、令和6年4月1日から令和7年3月 31 日までの間を終期とする事業年度から適用し、当該事業年度に係る原価報告書の報告期限は令和7年7月9日とする。

なお、事業年度の終期が令和7年3月 31 日より前の日である事業者についても、報告期限は令和7年7月9日とする。